

別記第3号様式（第5条関係）

活動内容等証明書（勝浦市入湯税課税免除用）

令和 年 月 日

勝浦市長 様（入湯施設経由）

学校名

学校の所在地

校長（学長）または引率教員の氏名

㊤

以下の者は学校教育法第1条に規定する学校の児童・生徒・学生または引率教員であり、以下の活動内容が学校教育の一環として行われることを証明します。

施設利用期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
活動内容	種 類	<input type="checkbox"/> 教育課程（正課） <input type="checkbox"/> 体育大会 <input type="checkbox"/> 合宿 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	団 体 名	
	行 事 名	
	行事開催地	
課税免除を受けようとする入湯者数（児童・生徒・学生と引率教員）		12歳以上の者の人数 人 ※課税免除となるのは、児童・生徒・学生と引率教員のみです。保護者等は含めないでください。 (12歳未満の者の人数 人)
利用施設（旅館等）の名称		

※ この証明書は、12歳以上の方が勝浦市入湯税課税免除取扱要綱第2条第3号（裏面参照）の課税免除を受けようとする場合に必要となるものです。記入、押印した後、**ホテル等の利用施設（入湯税特別徴収義務者）に提出してください。**なお、12歳未満の方は、勝浦市税条例第142条第1項第1号によって課税免除されます。（児童全員が12歳未満の場合は、本証明書の提出は必要ありません。）

※ この証明書の提出がない場合は、入湯税が課税されます。

※ 学校長または引率教員等の印のないものは、無効となります。

※ 課税免除の対象となる具体的な活動の範囲については、裏面をご覧ください。

[裏面] 活動内容等証明書（勝浦市入湯税課税免除用）

■ 課税免除となる学校教育活動の範囲

学校教育法第1条に規定する学校が、学校教育の一環として行った教育活動全般とし、かつ、本証明書により学校長（学長）が証明したものを課税免除の対象とします。

具体的な判断基準は、以下のとおりです。

学校の種類 （学校教育法第1条に規定する以下の学校に限る）	活動の区分	課税免除対象となる 主な活動内容
小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（※1）	学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合	社会科見学、集団宿泊活動・自然体験活動、職場体験活動、修学旅行（遠足）など、校外での授業
	学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	体育大会・音楽コンクール等への参加、練習試合、合宿
大学（※2）	正課	ゼミ合宿等、講義、実験、実習、演習及び実技による授業
	学校行事（大学が主催する教育活動の一環としての各種行事）	入学式、入学オリエンテーション、卒業式、謝恩会
	課外活動（大学の規則にのっとりた所定の手続きにより大学が認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動）	部・サークルの大会参加、練習試合（対外試合）、屋外活動、合宿

※1 小学校～高等専門学校にあつては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程で示されている「学校の管理下の範囲」に該当するものが対象です。

※2 大学にあつては、公益社団法人日本国際教育支援協会・学生教育研究災害傷害保険の支給対象となる教育研究活動の範囲に該当するものが対象です。